

使用料の納付について

★申込み後、期日までに室使用料を納付してください

★附属設備使用料は、使用前（使用日が区役所閉庁日の場合、前区役所開庁日）までに納付してください

★期日までに納付が確認できない場合は、自動で申込みが取り消されます

納付期限	申込日から使用日の前日までの期間	使用料の納付期限
	1カ月以上	申込日の13日後の日※①
	7日以上1カ月未満	申込日の6日後の日※②
	7日未満	使用前まで※③

※①② 納付期限の日が区役所閉庁日の場合は、翌区役所開庁日となります。

※③納付期限の日(使用日当日)が区役所閉庁日の場合は、前区役所開庁日となります。

使用料の還付について

★規定の期間内に使用のキャンセルを申し出られた場合、下表の規定に基づきお支払いただいた使用料をご返金します

使用料の還付	キャンセルを申し出た日	還付する使用料の額
	使用日の3ヶ月前の日以前の日	全額
	使用日の3ヶ月前の日の翌日 ～使用日の2ヶ月前の日	半額

- キャンセルの申し出は窓口でのみ受け付けます。詳しい手続きの方法はお問い合わせください
- 規定の期間を過ぎた場合のキャンセルは、使用料の還付ができません